

## 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る財政支援の継続を求める意見書

震災による直接的な影響だけでなく、震災からの時間経過とともに、二次的・複合的要因によるストレスが児童生徒に対し、大きな影響を与えており、スクールカウンセラーの配置が、児童生徒の心のケアに大きな成果を上げていることから、今後も継続的な取り組みが必要である。

しかし、国においては平成28年度からの5年間を「復興・創生期間」と位置付け、復興財源についても令和2年度を一つの区切りとしている。

緊急スクールカウンセラー等活用事業は、人材の確保とともに財源の確保も重要な課題となっている。

よって、復興財源で行われている緊急スクールカウンセラー等活用事業について、復興期間終了後における財政支援の継続を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月25日

岩手県陸前高田市議会議長 福田利喜